



Title	厚生経済研究
Author(s)	福田, 徳三
Citation	
Issue Date	1930-03
Type	Book
Text Version	publ isher
URL	http://hdl.handle.net/10086/15413
Right	

七 笛吹かざるに踊る

(一)

われら笛吹けどもなんぢら踊らずとは、昔の人の歎息である。私共は、今却つて我等笛吹かざるになんぢら踊るとの歎を禁じ得ないのである。それは、労農黨の解散と大學の壓迫とに現れた當局の處置の如何にも理不盡なものであることを、冷靜に局外から見つゝある者の一様に抱くところの感想である。

共産黨事件は未だ事の真相が十分に發表されてない。従つてこれについては何事もいひ得ない。我々は唯許されて新聞紙上に傳へられてゐるところを知るのみである。然るに國民にはかく判断の資料を十分に供給してあらぬ間において、當局はそれに關聯するとして、すでに着々として色々な處置をとつてゐる。これは、フェアプレーの原則からいつて、甚だその當を缺いてゐる。少くとも豫審が終了したか若くはそれを待つ能はずとせば、嫌疑事項の大體が公表せられた上なら、當局の處置の必要やむを得ざることも、あるひは諒とせられ得ようが、今日の如く、極めて漠然と事實の一部を公表しただけで、直に、その事實を誤りなきものと前提した諸々の處置をとるといふことは、少くとも卑怯のそしりを受けない。但し事態が切迫して、一日を猶豫する能はざるなれば、それも又やむを得ないとし得よう。

然るに、我々には、事態が左様に切迫して居る次第は、一向に示されてないのである。

共産黨事件が果して傳へられる如きものであるか否か、それを公明に決定するものは、神聖なる法廷である。然るに、今の當局のなすところは、この神聖なる法廷の審理を豫斷してかゝつてゐる。これは、法治國の根本義を蹂躪した態度である。萬が一法廷審理の結果共産黨事件の被告が、無罪となつたとしたならば、今當局が現になしつゝあるところは、ことごとく誤つてゐたこと、なる。然るを、有罪の判決を豫斷して種々なる處置を施すのは、司法權を無視したものでなくして何であらうぞ。私は、何の論辯を費すことなくして、この理は、すべての冷靜なる國民の看取したところと信ずる。

假りに共産黨事件の被告が、いづれも有罪なるに相違なしとして考へて見ても、すでに數百人の連座者は、檢擧せられてをり、もれた者は、その少數に屬すと傳へられてゐる。然れば日本國家を危殆に陥れるやうな事件の發生は、すでに當局の檢擧によつて防止せられて居るものと見るべきであらう。この以上は、冷靜にしかして慎重に、公明なる法廷の審理の進行並びに當局の手における殘存者の檢擧を待つべきのみである。周章狼狽して、種々の彈壓手段を取る必要は少しも存してをらないのである。私共は、法廷が極めてじん速に、その審理を進め、他方當局が檢擧すべくして、いまだ殘されたるものごとく檢擧するに、萬遺漏なかるべきを信賴するものである。何の狼狽し、何の周章すべきことか、これある。

然るにも拘らず、當局は慌しく、勞農黨その他一二の團體に解散を命ずる他方、帝國大學の二三に對して、前代未聞の壓迫を加へんとしつゝある。私共冷靜に局外者の立場からこれを見ると、當局の周章狼狽は、とても正氣のさたとは思ひ得ぬのである。これ、我等笛吹かざるになんぢ等踊るとの歎を禁じ得ざる所以である。

(II)

勞農黨とは、合法的に結社した一の政黨であつて、過般の總選舉に方つて、何人かその黨から立候補して、内若干者は當選して、現に我議會にその席を有つものである。その綱領も、諸々の宣言も、一の祕密に屬するものはない。然るに、政府はその黨員中の若干者が、共産黨事件の被告たるの故をもつて、その黨に解散を命じた。その被告たちが有罪疑ひなきものとしても、それは黨員中の若干者であつて、然して、その共産黨關係は、勞農黨員としてのことではない。共産黨が勞農黨をそのフラクションと見なしてゐたといふことが眞實なりとするも、それは、共産黨のなしたところであつて、勞農黨それ自らのしたところではない。現に、勞農黨の最高幹部の人々は、當局の言明するところによるも、共産黨には何等の關係を有たざる人々であるといふ。勞農黨と共産黨との同一物であることは、如何にこれを曲解しても、到底立證することは出来ないのである。

世上に傳へられてゐるところを當れりとするならば、勞農黨中にも幾多の分派あり、こん度の共産黨事件に連座した人々は、その分派の一に屬する人々——これを書記局派とか、宗派的分裂主義者とかい

ふ由——であつて、その人々は無産諸政黨の合同に、極力反對してをつたのであるといふことである。日勞黨その他の人々は、餘程以前から、これらの分裂主義者の清算を主張しつゝあつたので、我國無産諸政黨の全體からいへば、彼等はむしろ異分子であつたのである。政府この度の檢舉は、この異分子を掃蕩して、無産諸政黨の合同に一の大なる刺激を與へた結果になるらしく考へられる。私は、社會民衆黨日勞黨その他の健全なる無産政黨者は、むしろ、この與へられた刺激を一の好機會として歓迎し、眞に合法的な我國憲の十分に認容する單一的無産政黨の實現の遠からざることを喜ぶものではないかと想像するものである。

政府は、すでに、その警察機關によつて、勞農黨中に存在した不健全分子を、一掃的に檢舉したものと考へられる。然れば、残るところの黨員によつて組立てられてゐる勞農黨には、何の危険も不都合も見出されざるべきはいふまでもない。然るを、恐々然として、その殘黨に解散を命ずるとは、常識をもつてしては到底諒解し難いことである。

残る黨員中、不都合な行爲をなし、若くは、その嫌疑あるものは、政府はこれを自由に檢舉し得るのである。檢舉せざるは、不都合の行爲なきがために相違ない。その人々が合法的に結社してゐる勞農黨に解散を命ずるといふは、憲法によつて與へられた國民結社の自由を蹂躪するものと見る外はない。私は、解散を命ぜられた舊勞農黨の人々が、何故行政訴訟その他の合法的手段によつて、有力に、この蹂躪に對して抗議しないのか、一向これを諒解し得ない。彼の人々が、合法的に抗議を申立つるならば、私は確

信する。國民中特別の事由を有つものを除いては、一せいに、これに同情し、これに聲援するを惜まないであらうと。

(三)

罪なきものを有罪扱ひにすることは、法治國の耻辱である。然るに今舊勞農黨員中、共產黨事件に何の關係を有たざる人々は、身に犯せる罪の一もなくして、然も有罪者と全く同様の取扱を受けつゝあるものである。殊に、舊勞農黨から選出せられた代議士に對して、その人々が、共產黨事件に何の關係なきこと認められをりながら——もし關係ありとすれば、とくに檢舉せられべきはずである。我警察は、決して、左様に、無能なものではないと確信する——あるひは議員除名の、あるひは謹慎決議のといふ、奇怪千萬なことが傳へられてゐるは、純良無辜なる臣民を、法律によるにあらずして罪人扱ひにする所以である。かくの如きは、法治國の一大耻辱でなくして、何であらうぞ。然るに、その様なことが、公々然と新聞紙上に傳へられても、これを指彈する人の甚だ少いことは、實に慨歎に堪へないことである。

法はあいまいを許さない。有罪の嫌疑あらば、即時に取調べるなり、檢舉するなりすべきである。そのいづれをもなさずして、唯漠然と人を有罪扱ひにする。これは我々の到底堪へ得ざるところである。彼の代議士たちに、いさゝかにても疑ひあらば、合法の措置を即時に發動せしむべきである。その必要なしとならば、その人々を特殊扱ひにすることは、憲法によつて保障せられた臣民の權利を間接に蹂躪

するものである。

私は昭代にこの變態が公然許されてゐることを世界の表に對して、日本國民として、深く恥ざるを得ぬものである。同時に、一國民として不安の上なき恐れを抱かざるを得ない。法律によるにあらざれば、罪に問はるゝことなきは憲法の明かに我々に認めて居るところである。私は、今の一部政黨者や、一部官僚の口にするところは、國憲無視の不逞事に當りはせぬかと思ふものである。國體の動搖を企圖するの罪は、必ず罰せられねばならぬ。それと同時に、平然國憲無視の暴言を吐露して憚らざるものも、又均しく罰せられねばならぬ。私はかく信ずるが故に、國論がこの點に關して比較的冷然たるを深く慨かねばならぬのである。

一八八〇年三月六日ドイツ帝國議會において社會民主黨鎮壓法延期案が討議に付せられたとき議員ベールはいつた。『今や我が首相は甚だ強度の神經昂奮病に罹つて居る、否我帝國の主要分子はことごとく皆然りと見える。ヨーロッパのすべての國——露國を除いて——において、一の妨げられることなく發言し得られることも、我ドイツ帝國の首腦者たちの神經を最大の昂奮に陥らしめる』(一八八〇年ライプチヒ出版議會速記録三一四ページ)。ドイツの社會黨鎮壓法の運命は、これを語るべく餘りに陳腐に屬する。今我日本國は、その當局の神經昂奮許りでない、ほとんど國を擧げて神經昂奮に陥つてゐるのではないか、冷靜なる局外者の立場から見れば、我耳を疑ひ、我目を疑はねばならぬことが、頻繁に行はれてゐる。和歌山縣下における辯護士斬殺しの如き、實に言語道斷の出來事である。否帝都

の大立關たる東京驛において、舊農勞黨の大山氏が暴漢に襲撃せられたことは、都下の新聞紙がほとんど一の取除けなく報道するところである。然るに、當局はその事實を全然否認してゐる。ある官憲は公然明言すらく、各新聞に掲げられた襲撃の寫眞は、舊黨員が大山氏を擁護してゐるところを寫したもので、これをなぐられたと報ぜなくては、新聞が面白くないから彼の如く報じたのである。私共は、東京中のすべての新聞がことごとく虚構の事實を報じたりとは、どうしても信ずることが出来ない。當局は絶大な權能をその手に有してゐる。若も、人心動搖せる今日、都下の諸新聞紙が擧つてその様な虚報を傳へるなら、人心の動搖を防ぐ上からいつても、その虚報に對して、力ある取消を命ずべきではないか。少くとも、公平な立場にある我々市民が首肯し得る様な説明を與へてくれるべき義務を、當局は持つ。然るに當局は唯漫然、アレハ新聞政策さといはん許りに、極めて冷々淡々とこの事實を打消すに止つてゐる。我々は當局の誠意を疑はざるを得ぬ。新聞紙がこの種の事について誤りを傳ふるとき、我々に事實の真相を知らしめてくれるものは、當時現場に多數の警官を派出して置いた我官憲の外にない。然るに當局はがうもその親切を示してくれないのである。私は市民の名において今日において、當局の責任ある説明を得たいと切望するものである。

(四)

更に、帝國大學の二三に對して加へられた壓迫に至つては、實に常識をもつては判じかねること許り

である。帝國大學の學生中共産黨事件に關係あるもの數十名はすでに檢舉せられたりといふことである。彼等が如何なる罪を犯したものなるかは、一向示されてない。神聖なる法廷の審理を経ざる今日、我々は、彼等を直に有罪者と斷することは出来ない。容疑者たることは犯人たること、はならない。然るに、帝國大學においては、その若干の者に對して、すでに放學の處分を斷行したとか、まさに斷行せんとしつゝ、ありとが傳へられる。これは、法廷を無視した所業である。法廷の審理の結果、彼等のすべし若くはある者が罪なかりしことが明かとなつたとき、當局は如何にして、その輕舉盲動を償ひ得るか。大學當局の處斷は、法廷を無用視することに當る。一時停學とか、出席停止とかの處分ならば、あるひは臨機の措置として認められ得る。學生としては死刑に當る放學の處分を、その罪狀のいまだ判定せざるに方つて斷行することは、餘りに神經昂奮的な措置である。

更に意を得ざることは、共産黨事件に何等の關係あることの示されてない教授數氏が、その意に反して辭職を強要せられたことこれである。これらを諸氏にして、共産黨事件に、直接又は間接に關係あるものならば、當局は、これを檢舉したるべきはずである。その場合といへども、一時の休職はやむを得まいけれども、直に免官の手續を取ることは、斷じて不當である。その措置は法廷の斷罪を待つも決して遅くはない。然るに、これら數教授のいづれに對しても、檢舉等のことなきを見れば、我等は、その人等がこの事件に何等關係なきものと推定する外はないのである。少くとも、私は、河上博士の如きは、如何なる場合にも、國法に觸るゝが如き行爲を敢てする人でないことを、二十餘年にわたる學交の間において

熟知してゐる。もつとも天魔のみいるといふことは、あらうから、不圖した錯覺から、博士がその様な過ちに陥られることなしと斷言するものではないが、新聞紙上傳はるところ、竝に交友間の消息の一切に照して、同博士が、共産黨事件には、直接にも間接にも、斷じて何等の關係を有たざるものなるを確信しつつあるものである。然るに、同博士は、總長の辭職勧告に會し、大學の自治を尊重する平生の主義に鑑みて、潔くその職を去られた。辭職に際して、博士が新聞記者に與へられたといふ聲明書なるものは、博士が今まで筆をとつて公けにされた諸文章中一傑作に屬するを認めざるを得ぬ。いはゆる情理並びるとは、彼文の如きのいひである。私は、博士が筆にするものは、過去二十餘年ほとんどそのすべてを一讀してゐる。しかして、學問上において博士と論争することも、しばしばなるものであり、今もなほ論争途上にあるものであるが、博士の彼の聲明書は、名文家の博士としても、又得易からざる名文であると思ふ。今や日本國を擧げて、ペーベルのいはゆる神經昂奮症に陥つてゐるとき、博士一人は、いとも沈着にもつとも冷靜に、一の冗語贅言を弄せず、如何にも理義明晰にその出處を明かにされた。世にひかれ者の小うたといふことがあるが、これは、ひかれ者の名説教である。博士は必ずしも常に沈着ばかりの人でないことは、私は、善く知つてゐる。最近の私との論争において、博士はやゝ、神經昂奮的に私に應酬せられた。然るに、今二十年近く住み慣れたる京大を去る時、博士は泰然自若として、あだかも學國の神經昂奮症に、一服の鎮靜劑を投ぜられるが如き態度を示された。この一事だけでも、私は、博士が内に省みていさゝかのやましいところないことの明確に立證せられ、あることを認めざるを得ない。一

點のやましいところあるものは、むしろ、この際毒言惡罵を浴せかけて、弊履を捨つるが如き動作をなすであらう。河上博士のなしたところは、それとは正反對に情誼綿々として盡きず、しかも一言未練がましいことをいつて居らぬのである。

(五)

博士の聲明書によれば、京大總長は三個の理由を擧げて、博士辭職のやむを得ざるを示したといふことである。その三ヶ條いづれも何等の理由とならないことは、たれ人も一樣にこれを認むるところであらう。殊に大山氏應援演說中に不穩の言辭ありうんぬんは、博士自らいふ如く平生文章に訴へざりしこと一もこれを述べずとは、私共の信ぜざる能はざるところである。大正の始め頃かと思ふ。博士は爾今演壇に立つて述ぶるところは、一々覺え書を豫め作成し置くべし、壇に登りて思ひつき次第のことを述ぶるは學者としてなすべきにあらずと主張せられたことがある。しかして、私の知る限り、博士は以來嚴重にこの事を實行してをられる。私はそれは餘にし、やく子定規にすぎると信ずるものであつて、博士の爲すところにならつたことはない。しかし、博士のこの用意は甚だ尊ぶべきものであるを認める。しかして一度定めたこの事を、始終一貫實行する博士の律氣さは、更に尊ぶべきものであると思ふ。思ふに過般の選舉應援に方つても、博士は同様の用意をなされたこと、思ふ。もしまだ假りにその用意なかりしとするも、博士が軽々しく不穩の言辭を發するものでないことは疑ひを容れるの餘

地なきところである。然し更に、一步を譲つて、當時不穩の言ありしとするならば、何故その時責を博士に問はず、今共産黨事件起るに方つて、あわたいしく、その責を問はんとするのであるか。私共は、この理由の擧示は、結局一の口實にすぎざるものと認むるの外はない。

理由の他の一條として、京大社會科學研究會の指導者として、その指導を誤つたといふことが示されてある。私は學生會合の指導といふことの意味が、京大において、如何に解せられて居るかを知らない。私共の學校にも、種々なる學生の會合があるが、學校から天降りに指導者を命ずるといふことは、一つもない。各會合は略一人づゝの教師が顧問とか指導者とかの名義で關係はして居るが、それは、學生たちが、それらにその欲する教員を推戴して居るに止まり、學校は嘗てそれを任命するといふ様なことはしない。私共は、これが當然と信じて居る。學生有志の會合に一々監視の意味で教員を天降らせるといふことは、學生自治の本義に合せざるやり方であると信ずる。しかし、よし學校が任命したものとしたりするも、それは、便宜上左様するに止まるものであつて、その指導者たる任務は、教授たる任務と同一視すべきものではない。従つて、指導者として指導を誤つた場合には、指導者の任を解くは當然であるが、教授の職にまで累をおよぼすべきものではない。但し指導者なる地位を濫用して、教授として不應爲事を犯すときは、問題は自から異なる。然る場合は、その人が指導者たるか否かを問はず、教授として不應爲事を敢てしたものととして處分せらるべきである。それは、選舉應援者としてなした演說に、不穩の言辭があつた場合、應援者としてのみならず、大學教授として、不當の言辭をなしたものととして罰せらる

べきことと理全く同一である。

河上博士が不穩の言辭を發したりとか、社會科學研究會を利用して、大學教授として不都合なる言動をなしたりとかいふ事實が存するならば、それは處分を免れざるべきである。博士が大學教授として不都合な言動ありしとするならば、文官懲戒の規定によつて、これを處罰すべきである。大學教授たりとて官吏たる以上、官吏としての制裁は無論これを覺悟して居るものである。然るに、當局は博士を公然文官懲戒委員に付することなく、極めてあいまいな理由の舉示によつて、その辭職を強要したと傳へられる。假りに一步を譲つて、博士個人の立場を尊重して、公然懲戒に付すべきを寛假して、自發的免官の寛典に出づるとするも今は斷じてその時機でない。今より前か、又は今より後にすべきである。即ち應援演説についてならば、その直後においてなすべきであり、社會科學研究會についてならば、共產黨事件の審理を終り、博士が指導の地位を利用して、大學教授として許すべからざることをなしたことの明示された上において、なさるべきである。今突如として博士に辭職を強要するは、世人をして裁判の結果を豫斷せしめんとするものである。もしも裁判の結果、博士が共產黨事件に、直接にも間接にも、何等連座することなきことが明かとなつたとき、大學の當局は何の辭をもつて世に見ることが出来ようぞ。私は反對の豫斷を避けるために、假りに博士に嫌疑のある場合を前提して、かく推論するのであるが、前述の如く、博士は直接にも間接にも、この不しやう事件に何等の關係なきこと、ほとんど白日の如く明瞭なる今日、博士に對する辭職強要は、如何なる點から見ても、無理不法と考へざるを得ざるものである。

(六)

人あるひはいはん、直接の關係は元よりない。去りながら博士のおよぼした影響は、無垢無罪なる青年學生を驅つて、危険思想を喜び迎ふるに至らしめた。これ博士を一日も京大に居らしむべからざる所以である。この場合は、二つに分けて考へられる。(一)博士が京大社會科學研究會の指導者たりしが故に、(二)博士が京大教授たるが故に、これである。

(一) 指導者なるものが、京大において如何なる地位にあるものか、これを知らない私共としては常識の上からこの場合を考へ得るのみである。指導者といふものは、左様に有力なものであるか否か、私共は、まづこれを疑はざるを得ない。聞くところによれば、社會科學研究會たる學生は、大部分頭腦優秀な青年であつたといふことである。彼等が、たとひ恩師として仰ぐ一世の碩學なりとはいへ、單に會の指導者たるの故をもつて、唯一人者の感化を、ムザムザとそのまゝに受入るゝといふことは、常識から考へてあり得ざるところである。もし其様に絶大の感化を被ることありとするならば、それは、その人の指導者たりといふ地位の有無如何には、ほとんど關係なきことと考へられる。指導者などといふ資格に重きを置くやうな粗雑な物の考へ方をする青年なら、むしろ河上博士の如き人の感化を被ることなく、反對の傾向を有つ學者の感化を被ること遙により、多かるべきではあるまいか。教壇に立ち青年を

教ふること三十四年の経験を有つ私は、むしろかく考へる。否、私は思ふ。京大社會科學研究會員中のたびの不祥事件に連座した人々は始めは、河上博士の感化を全受して居たであらうが、漸次にその感化を超越して博士が非とする方面にばく進したために、つひに不祥事件中の人となつたのであるまいかと。彼等は、博士の一面をのみ見るに止まつて、その全面を捕そくするの忍耐を有たず、博士が苦心慘憤たるその用意を、全く無視した結果、つひに法に觸れるやうな始末に立到つたのではあるまいか。博士平生の傾向を略諒解してゐると自信する私は、かく考へざるを得ないのである。

(二) 大學教授としての感化の場合とは、右の場合とは、事態著るしく異なるは勿論である。指導者云々の資格の如きは、ほとんど問題とならないが、京大に教授として河上博士のあることは、事極めて重大である。社會科學研究會なるものは、學生中若干人の會合たるに止まる。その指導者の感化絶大なりとするも、そのおよぼす範圍は、大學の一小部分である。これに反し、京大教授としての博士の感化は、全學生におよぶものと見るべきである。私共の學校においては、必修科目の數はむしろ少く、大部分の科目は、學生の自由選擇に任せてあり、その必修科目とても、學生研究の必要あるときは、他の選擇科目をもつてこれに換へることを、全く自由に許してある。加之、私自らの擔任する經濟原論には、二人の教師が併行に講義を開き、各學生は、二人の内、いづれにてもその欲する一方を選択することとなつてゐる。これは、原論は私一人の擔任であつたものを、私から特に申出でて一の新例を開いたものであつて、しかして全學生の約三分の二は、私の同僚の教授の講義を選び、私の講義にくるものは、三分の一弱であるのが、常例

となつてゐる。私は非マルクスの立場からの原論を講じ、私の同僚は、大體において、マルクスの立場からの原論を講じつゝあるのである。私は、この新例は當を得てゐると深く信じてゐる。然るに、帝國大學においては、學科の選擇は、かくまで自由でなく、必修科目が大部分を占めて居るさうである。従つてマルクス主義の立場からする講義といへども、これが必修科目たる限り——經濟原論は必ず必修科目たるを原則とする——厭でも應でも聞かねばならぬ。京大における河上博士の原論の場合は如何であるか、私は知らないが、他の帝大の例から推せば、マルクス經濟學を欲せざるものも、又河上博士の講義を必修科目として聞かねばならないのではあるまいかと想像する。この場合非マルクス原論を聞く便宜が、別に具つてをれば、何の差支もないことであるけれども、マルクス經濟學一點張である場合には、その教授たる人は、人一倍の要領を必要とする。自分は、マルクスに賛するもの若くはこれを奉ずるものであるけれども、これには、有力な反對説がある、それはかく／＼なりと懇ろに説き示すだけの用意は決して缺くべからずと、私は信ずる。何となれば、世界における經濟學の現状は、マルクス賛成、反對相半してゐるのであるから、その一方のみを説くことは、大學教育の趣意に合する所以ではない。私は、河上博士が如何なる内容の講義をせられつゝあつたか、一向これを知らない。しかし、博士近來の諸勞作の上について、これを見ると、博士のこの點に對する態度は、決して遺憾なきものといふことを得ない。然して、私は、この點について、しばしば雜誌上において、博士との間に論争を重ねつゝあり、今もなほ繼續中である。もしも博士がその講義における態度が、その諸論文におけるそれと同一なりとするならば、私

は、それを非とせざるを得ない。何となれば博士のマルクス説におけるは、今やほとんど信仰の域に入つてを、つて冷靜なる客觀的批判の態度が著るしく缺けて居ると思ふから。

(七)

そこで、假りに博士の京大における諸講義が、その諸論文におけると同一なりとして見る。この場合といへども、博士をして京大教授の地位を去らしむべき理由は、寸毫も存しないのである。マルクスの經濟説は、いやしくも經濟學を學ぶもの、必ず知らざるべからざるところであつて、非マルクスの立場に立つ私も、少くとも價值價格論において、その大部分をマルクス説の紹介と批評とに當て、居る。最近の講義においては、私は全講義の約三分の一の時間をそれに當てた。これは當然のことである。河上博士がマルクスによる經濟學を一ヶ年の全部をあけて講義せらるゝとも、それは一向差支ないことである。——但し單なる祖述に止まらず、これに對する批評を作ふべきはもちろんである——しかし、それと共に、非マルクスの立場に立つ他の教授が、同様に原論の講義を開かれること、私共の學校における様にすることは、缺くべからざるところである。京大においては、河上博士以外たれ人が、今原論を講ずるか私は知らないが、先頃までは田島老博士が居られて、極力非マルクスの主張をして居られた。少くとも京大の機關雜誌において、田島博士は、河上博士の名は一回もあけられないが、絶えず、河上博士の立場に正反面の説を主張し、私共から見れば、可なり痛烈な言辭をもつて、マルキシストに對して、攻撃を

加へて居られた。世間では、河上博士の論敵としては、まづ第一に私をあける様であるが、事實は、田島博士こそ河上博士の最大の論敵であつたのである。思ふに、田島博士退官後必ず適當なる後繼者が任せられたことであらう。若もその人がないとしたなら、それは今暫時の事で、京大の當局は必ず銳意適任の後任者を得るに努めるであらう。假りに今その人なしとするも、それだけの理由をもつて、河上博士に退職を求めることの非なるはいふまでもないところである。

適當なる教授があつて、非マルクス立場から原論を、河上博士のマルクス立場の經濟學と相並んで講ずるならば、大學教授として河上博士が多少偏した講義をせらるゝとも、大學としては一向差支ないことである。否その感化の絶大なる河上博士と、善く對抗し得べき有力の學者を得ることは多士濟々たる京大として、決して困難なことではあるまいと信ずる。然るとき、京大の經濟學は、まさに海内を壓する底のものとならう。マルクス學において、この上なき河上博士に配するに、非マルクス經濟學において、博士と對立し得べき教授を有つ京大は、我々をして健康に堪へざらしむるものとなるべきはいふまでもないことである。然して、それは、日本の經濟學の進歩に、必ず重大な刺激を與ふことは疑ひのないことである。

然るに、何事ぞ京大の當事者は左手が缺けたからとて右手を絶つ底の輕學を敢てして、マルクス學の第一人者たる河上博士を退職せしめた。私は、まづ第一に、これを我邦學問の進歩のために、痛惜おく能ざるものである。

(八)

右は教室における大學教授としての感化についていつたことであるが、更に重要な事は、教室以外における大學教授の學生におよぼす感化これである。この感化は、時としては教室における講義よりも深いものがあらう。しかし、河上博士の場合について見るに、博士が今大學の教職を退かれた後、その京大學生におよぼす影響感化は、退職以前におけるよりも、却て遙に重大なものとなるべきは逆睹するに難くない。平生はあるひは博士の學風を快しとしなかつた學生でも、今日の如く不當の壓迫によつて、大學以外に立つべく餘儀なくせられた博士に對しては、恐らく京大何百の學生中一人として、敬慕渴仰の念を、いやが上に高くせざるものはあるまい。これは、私自らも經驗したことで、私は去る明治三十七年突然休職を命ぜられて、鎌倉に退隱し、その後鎌田榮吉氏の英斷によつて慶應義塾に拾ひあげられたものであるが、在職中は、私に對し多少の反感を有つて居た——それは當然であつた——學生ですらも、私を慕つてくれた。私のために復職運動を企て、放校處分に會つた學生すらある。今その人々は實業界の重要な地位にあるが、今日でも、その當時學生たりし人々は、他の年度の學生に數倍する親しみを、私に對してかへないで有つてくれる。私の場合は、單に時の校長と衝突したといふ一些事にすぎなかつたのだが、それでもかくの如し。河上博士の如く、政府の壓迫によつて然して極めて不法不理な顛末によつて退職せられたのであるから、京大學生の感激は、私の場合に比し更に數倍するものがあらう。

もしも、河上博士のおよぼす影響が悪いものとしたならば、その悪感化はこのたびの退職強要によつて更に數倍大のものとなることは、すこしの疑ひを容るべくもない。然して、その感化を悪感化と見るのは、人々の解釋次第のことである。河上博士の京大在職が極めて短日月のものであつたのなら、その退職後の感化は、あるひは左まで大でないか、若くは餘り永引きのせざるものであるかも知れないが、すでに二十年近くも在職せられた後の退職は、たとへ、それが情理兼ねはるものであつても、博士にして京都に在住せらるゝ限り、決して消滅し去るべきものでない。否、博士が京都を離るゝとも、そのモーラル・インフルエンスはほとんどかはるところはあるまい。しかして、今までは主として京大學生に限られたもの、今や、日本全國青年——學生たるとたらざるとを問はず——一般に普及するに相違ない。當局が博士の感化を悪いものと認めるなら、逆説的にいへば、むしろ、博士を京大限りに封じて置く方が、安全であつたるべきはずである。それとも、當局は、退職後の博士に、身を置くに所ない様に壓迫を加へて、その感化を防止するつもりで有もつて居るのであるか。私は斷言する。それは、風車に向つて闘ふものであると。

(九)

かくの如く、博士に退職を強要した理由なるものは、形式的にも、實質的にも何等の意味を有たざるものである。河上博士が斷乎としてこれを否定したは、當然千萬なことである。この理由をもつて博士

に辭職を求めた總長、總長の擧を是認したといはれる京大の當該學部共に措置を誤つたものなるはいふまでもない。唯總長も學部も大學自治といふ形式を傷つけなかつたことをもつて、自ら慰めて居るかの如くである。しかし、これは鼻元思案である。大學の自治とは、その出所がすべて自發的なことはいひである。總長なり學部なりが、河上博士その職に居るべからずと、自發的に認めたのなら、なぜそれを政府の強要を待つて、表明したのか。それは決して自發的ではない。自發的とは、今日以前か又は今日より以後か、大學が、自己の冷靜なる判斷のみに基いて、一も他の口説をまたずして、博士に辭職を求むる場合においてのみいひ得ることである。博士の思想の傾向は決して最近時に起つたことではない。それは數年前からたれ人も明かに看取し得たところである。私は博士の社會問題研究發刊の當初において、博士の述作に表はれたところに、學者として首肯し得られざるところを認め、その第四號にのせられた一翻譯文に關連して、私の疑ひを公けに開陳したことがある。當時社會主義一派の諸君は、私を色々の機會において難ぜられる序に、私の右一文をもつて、政府を使喚して河上博士を檢束せよと主張するものであるといはれた。私はこれを意外とした。私は、博士の學者としての態度について疑を質し、出來得るならば、その改正を希ふにすぎなかつた。博士はその後、私の言を全部いれて、その翻譯文を改訂せられ、私は博士の雅量を甚だ多としたものである。兎に角博士の傾向は、その當時すでに明かなものであつた。それは決して大學教授として不都合なものではなかつた。唯客觀的批判的立場を嚴守すべき研究者として、一應反省を希ふべきものと私は考へたにすぎない。現在の博士に對

しても、私は同様の遺憾を有つ。しかしそれは如何なる意味にても、博士の大學教授たるに、何の妨げとなるべきものではない。京大總長や學部は、私よりもはるかに、より多く博士のこの傾向を熟知してをられたるべきはずである。しかしして私の考へと異なつて、その傾向をもつて大學教授たるに不可なりとせらるゝならば、何故文部當局の強要を待つまでもなく、事前に博士に辭職を求めなかつたのであるか。それをなさなかつたのは、矢張私共同様に博士の傾向をもつて、大學教授としてふさはしからぬとは認めなかつたためと推定する外はない。然ればこのたびの辭職勸告は、一に文部當局の強要に餘儀なくせられたものと見る外はない。實質上は強要に餘儀なくせられながら、單に形式上自發自決の姿を取つたとて、それは決して大學の自治を擁護したものとはいはれない。私はかくの如くにして擁護せられたといふ大學の自治なるものをもつて、『ソドムの林檎』のやうなものと評せざるを得ないのである。

(十)

京大總長竝に學部も、今の周章狼狽の時勢に方つて、神經過敏病に陥つたものとしか考へられぬ。たとへ、河上博士辭職の必要ありとするも、今遽々然としてそれを斷行するは、却て徒らに學生の心を動揺せしむる外はない。事前の適當の時機を逸した以上は、暫く事の進行を待ち、徐ろに措置すべかりしである。今慌しく辭職の決議をするのは、時機としてももつとも誤れるものであつて、而して、ために共

産黨事件に何の關係なき同僚の一人を、世上においてはあるひは、何等か關係ありしにあらずやと疑はしむる恐れがある。これは河上博士に對して甚だ申譯なき次第であらう、況んや、事後に至らば、博士の在職を停めたことの、京大のために一大損失であつたことを悔ゆるに至るべきは、鏡にかけて見るが如くなるにおいてをや。

他面において、頃日の新聞紙は京大學生諸氏が、河上博士事件の責を問ひつゝ、總長および學部長の辭職を強要しつゝ、ありと傳ふ。老成の長者すでに神經興奮す、血氣盛んなる學生がその病に容易く感染するは諒察に堪へたところである。しかし、私はせめて學生諸氏だけなりとも、時流に抗して、あくまで冷靜の態度を固守せられんことを熱望するものである。諸君の頂く總長部長の處置には、確に當を得ざりしものはある。しかし、その故をもつて折角の名總長の引退を迫るは、甚だ故なきことである――總長自發の退職は自から別事である――。總長引責するも、河上博士の復職は、決して望まれない。否却て、河上博士の徳に累することゝなる。諸君眞に河上博士の心事を解するならば、博士がその聲明書において示された高邁超越な態度を學ねばならぬ。總長は決して京大のため悪しかれと思つて、彼の擧に出たものではない、否諸悪中の最輕微なものとして彼の措置を選んだに相違ない。總長にして、彼の擧に出でざりしならば、それこそ京大の一大事、一時大學を閉すのやむなきに到つたかも知れない。總長は、河上博士と自分とをスケープゴートとして京大をその危難から救はうとしたに相違ない。その心事は、實に悲壯なものであつたらうと想像せられる。私共の見るところでは、この犠牲はたしかに

無駄な犠牲であつた。大學の自治を擁護するの道は、今の時唯一つ、いはく萬死に一生を期するこれのみであつた。『ソドム』の林檎をつかむよりも、死をもつて、貞操を擁護する烈女の態度それのみであつた。總長の見るところは左様でなかつた。しかして總長は百計を盡して諸悪中の最少と自ら信じたものを取つたのであらう。その總長に死を迫ることは、師弟の情誼としてなすべからざるはもちろん、大學自治擁護の大義の上から見て斷じて不可である。學部長に至つては、一時の補職であるから、これを機會に更代すれば、それで濟む、教授としてのその地位には、何の累をおよぼすべきではない。京大學生諸氏にして、この理を無視して、兩長に退職を強要するが如きあらば、その暴や政府當局のそれにかぶれたものと評し去られても致し方ない。諸氏に切望する。辭職の強要は、今日の場合、何人が何人に對してこれをなすも、その暴たるにおいて分つところなき所以を、熟慮反省せられんことを。

(十一)

文部當局が、河上博士以下數多の帝大教授の解職を必要と認めた理由は明示されていない。否文部の某高官は『河上君は實にお氣の毒である』云々との談話を公表せしめて居る。唯某閣僚の言として、國體の擁護のためには、帝大の一つや二つは閉鎖しても厭ふところでない、と豪語したと傳へられて居る。元より國體の擁護が、それを必要とするならば、日本の大學全部を閉鎖するも、又やむを得ないことは、私もこれを認める。問題は、若干のいはゆる左傾教授の存在が、國體を危険に陥らしめるか否かにある。

私は断じて、その事なきを主張する。いはゆる左傾教授が、共産黨に關係ありとしたとて、我國體は磐石の如し、それがために、微動だもするものではない。右某閣僚の言なるものは、全く神經昂奮時代の代表的發言であつて、かくの如き發言こそ人心を險惡ならしむる不祥の言である。私はその人が向後慎重に再びかくの如き暴言を發するなからんことを切望せざるを得ない。

然しこの發言に現れたのが、あるひは同時に文部當局の帝大壓迫の動機であるのではあるまいかと想像するとき、私は實に悄然として恐れざるを得ないのである。

更にまた、某官憲の談なりとして親しく聞いたところによると、彼は共産黨事件の被告の全部を島流しにでもして、その島を爆彈投下の目的地としたいとあつた。私は私の耳を疑つた。しかし、私の聞き誤りでないことを確めた。かくの如き考へ方をもつて、國民に臨む官憲の存する限り、このたびの如き不祥事件は却てその跡を絶つものではない。被告等の大多數は青年であると聞く、その罪はにくむべしその人はにくむべからず。彼等を驅つてかくの如き不祥事に連座せしめた根本原因を深く反省すること、官憲の第一になすべきところである。殊に官私の高等なる學校學生の多數が關係して居るといふことは、我々の共に慎重に熟慮を重ねねばならぬところである。然るを周章狼狽、ほとんど政略的と見えるほどに常識を逸した事柄の數々が敢てせられて居る。私は共産黨事件そのものよりも、官憲のこの神經昂奮的態度をもつて、國家社會のために、深憂とせざるを得ぬものである。笛吹かざるに踊る盲動は大國民の與みすべきところではない。私は在朝在野を問はず、國民一般が、今の神經昂奮病を

一日も早く治して、冷靜に大局に處し、國家の不祥事を再演せしめざる用意に些の遺憾なきを期するの急を叫ばずしてやむ能はざるものである。(二八・四二一)

(昭和三年四月二十四日至五月八日東京朝日新聞掲載)

校正の際追記。

國體擁護の爲めには、帝大の一つや二つを閉鎖するも厭ふところにあらずと豪語したと傳へられる右文中の某閣僚なる人其人は、今此文印刷校正の際には、瀆職罪の被告として、囹圄の内におり、時の京大總長は其後退職し、而して、河上博士は新勞農黨の闘士として身を政界に投ずることに決したといふ。人生眞に賽翁の馬の如し。(四・十二・三)